

## 「神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則」の概要

### 1 改正の理由

鎌倉市が市独自の屋外広告物条例を制定し、事務処理を行うことができるよう、令和3年10月に神奈川県屋外広告物条例の一部改正を行った。

また、事務処理の特例に関する条例によって県屋外広告物条例に基づく事務を移譲していたため、併せて事務処理の特例に関する条例も改正し、移譲先市町村から鎌倉市を削除した。

本改正に伴い、神奈川県屋外広告物条例施行規則の条項及び様式から、鎌倉市の規定を削除する。

### 2 改正内容

神奈川県屋外広告物条例施行規則第1条、第7条第1項、第5号様式備考2及び第6号様式備考2から、「鎌倉市」の規定を削除する。

### 3 施行期日

令和4年4月1日（鎌倉市屋外広告物条例の施行日）